

決議案第3号

公立学校施設への空調設備の整備促進を求める決議

世界気象機関（WMO）は、本年1月から9月までの世界の平均気温が、これまで最も暑かった昨年を上回り観測史上最高になる見込みであると発表し、国連のグテーレス事務総長が地球沸騰化と表現した昨年を上回る災害級の猛暑となっている。

我が国においても、本年6月から8月までの全国の平均気温は、明治31年の統計開始以降最高であったと気象庁が発表しており、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いた影響を受けて、5月から9月までの熱中症による救急搬送人員は全国で9万7,578人、昨年度の同期間と比べて6,111人の増加となり、平成20年に救急搬送人員の調査を開始して以降最も多い人数を記録した。

こうした状況の中、子どもたちが長時間を過ごす学びの場であると同時に、各種行事を始め、災害時には地域の避難所としても重要な役割を果たす学校施設について、熱中症対策として空調設備を整備することは喫緊の課題となっている。

しかしながら、令和6年9月現在、全国の公立小中学校施設への空調設備設置率は普通教室では約99%となったものの、特別教室では約67%、体育館等では約19%にとどまっており、本市においても、普通教室は100%、特別教室は約98%の設置率となつた一方、体育館等については約5%と空調設備の整備が進んでいるとは言い難い。

このような中、国におかれでは、本年11月に定めた「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、学校体育館における空調設備の計画的な整備についても触れており、今後、令和6年度補正予算が可決されれば、具体的な施策が示されるものと考えられる。

よって、本市議会は、子どもたちが安心安全に学校生活を送ることができる環境と地域防災の要である避難所の安全などを確保するため、国の制度を十分に理解し、全ての公立学校施設への空調設備の整備を促進するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年　月　日

川崎市議会